

## 目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

ファンド名	ビクテ・グローバル・インカム株式ファンド（毎月分配型） ビクテ・グローバル・インカム株式ファンド（1年決算型）										
購入手数料率	手数料率はお申込代金に応じて下記のとおり変わります。 お申込代金は、購入金額（購入価額×購入口数）に手数料額（税込）を加算した額です。 <table border="1"><tr><td>5000万円未満</td><td>: 3.30%</td></tr><tr><td>5000万円以上1億円未満</td><td>: 2.20%</td></tr><tr><td>1億円以上3億円未満</td><td>: 1.10%</td></tr><tr><td>3億円以上5億円未満</td><td>: 0.55%</td></tr><tr><td>5億円以上</td><td>: なし</td></tr></table> ※別に定める場合はこの限りではありません。	5000万円未満	: 3.30%	5000万円以上1億円未満	: 2.20%	1億円以上3億円未満	: 1.10%	3億円以上5億円未満	: 0.55%	5億円以上	: なし
5000万円未満	: 3.30%										
5000万円以上1億円未満	: 2.20%										
1億円以上3億円未満	: 1.10%										
3億円以上5億円未満	: 0.55%										
5億円以上	: なし										
換金手数料及び 信託財産留保額	換金手数料 : ありません。 信託財産留保額 : ありません。										

※口数指定または手数料を含まない購入金額指定（NISA口座の場合に指定可能）でご購入の場合は以下のうち低い方の購入手数料率を適用します。

- （1）上記手数料率表に購入金額（購入価額×購入口数）を当てはめた場合の購入手数料率
- （2）購入金額に（1）で算出した手数料額（税込）を加算した額に応じた購入手数料率

なお、当該計算の結果、購入口数が多い方がお申込代金が少なくなる場合があります。

ご負担いただく 手数料について （例）	< 口数指定でご購入の場合 > 例えば、1万口当たり基準価額が10,000円で100万口お申込みいただく場合、 購入手数料 = 100万口 × 10,000円（基準価額） ÷ 10,000（口） × 3.30% = 33,000円 となり、合計1,033,000円をお支払いいただくこととなります。
	< 金額指定でご購入の場合 > 購入金額に購入手数料を加えた合計額がお申込代金（お支払いいただく金額）となるよう購入口数を計算します。 例えば、100万円の金額指定でお申込みいただく場合、お申込代金の100万円の中から購入手数料（税込） をいただきますので、100万円全額が当該投資信託の購入金額となるものではありません。

# 目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

## 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

## 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただけていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただけます。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます）には、取引報告書をお客さまにお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。

## その他留意事項

法令・諸規則に違反するおそれがあると当社が判断したときは、お取引をお断りすることがあります。

## 当ファンドの販売会社の概要

商号等	東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号
本店所在地	〒104-8678 東京都中央区八丁堀4-7-1
加入協会	日本証券業協会／一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	134億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	昭和9年4月
連絡先	お取引のある部店、又は本社(03-5117-1040)にご連絡ください。

お申込は

